

消防の動き

高規格救急自動車寄贈式

寄贈 一般社団法人 日本損害保険協会



2020
8
No.592



消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

令和2年8月号 No.592

巻頭言 「人が支え合い、災害に強く安心・安全に暮らせるまち」の実現にむけて
(名古屋市消防長 小出 豊明)

Report

令和元年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要……………	4
防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査の結果……………	9

Topics

令和2年度における消防防災施設整備費補助金及び 緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定の状況……………	12
寄贈救急自動車事業について……………	14

先進事例紹介

消防と技術者の共同開発で生まれたハイメディック専用間仕切り ～第2波への備え！新型コロナウイルス感染症対策として～ (愛知県豊田市消防本部) ……	15
--	----

消防通信～望楼

郡山地方広域消防組合消防本部 (福島県) / 朝霞地区一部事務組合 埼玉県南西部消防本部 (埼玉県) 磐田市消防本部 (静岡県) / 和歌山市消防局 (和歌山県)……………	17
---	----

消防大学校だより

「予防科」及び「危険物科」における教育訓練～違反処理演習について～……………	18
消防大学校新訓練場紹介～土砂災害対応訓練施設～……………	19

報道発表

最近の報道発表 (令和2年6月25日～令和2年7月25日)……………	20
------------------------------------	----

通知等

最近の通知 (令和2年6月25日～令和2年7月25日)……………	21
広報テーマ (8月・9月)……………	22

お知らせ

電気器具の安全な取扱い……………	23
危険物施設等における事故防止について……………	24
9月1日は防災の日 みんなで防災訓練へ！……………	25
「第25回防災まちづくり大賞」の事例募集……………	26



■ 表紙
本号掲載記事より

「人が支えあい、災害に強く 安心・安全に暮らせるまち」 の実現にむけて



名古屋市消防長 小出 豊明

名古屋市は、明治22年10月に市制が施行され、その後、周辺市町村の編入や行政区の再編を繰り返し、昭和50年に現在の16行政区の形となりました。

濃尾地震や昭和東南海地震など、これまでに幾多の災害を経験していますが、なかでも昭和34年に襲来した伊勢湾台風では、1,800人以上の犠牲者を出し、13万世帯が被災するなど市内では甚大な被害を受けました。これを教訓に、本市では「無災害都市」の思想が、その後のまちづくりの根底に据えられています。

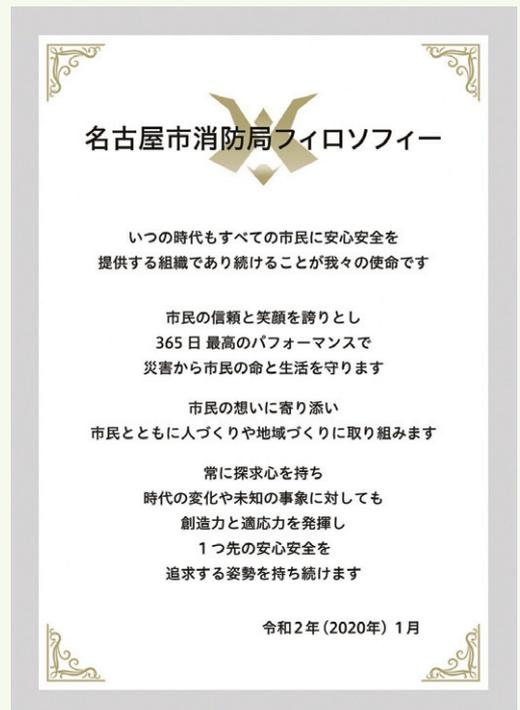
昨年に市制130年の節目を迎えた本市では、32年振りに国内開催での誘致に成功した第20回アジア競技大会が令和8年の開催に向けて準備が進められているほか、本市と関東圏を40分で結ぶリニア中央新幹線の建設も進められています。特にリニア中央新幹線については、将来的に大阪まで延伸されると、東京—名古屋—大阪の三大都市圏による約7,000万人規模の人口を有するスーパー・メガリージョンが形成されると言われており、開通によって、産業や市民生活において大きな変化が生まれるものと思われま

す。都市の成長に併せて防災対策を推進することが重要であることから、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている本市では、かねてから自助・共助・公助による協働に向けた様々な取り組みを進めてきたところです。特に自助にあたる部分については、市民一人ひとりが「命を守る」行動をとるために家庭の防災対策を強力に推進する必要があるとの考えから、「戸別訪問による防災用品を活用した地域防災力向上促進事業」に取り組んでいます。試行した昨年度には、一定の効果がみられたことから、今後は対象地域を拡大し実施していく予定で、本市の目指す都市像の一つであります「人が支えあい、災害に強く安心・安全に暮らすまち」の実現に一層努めてまいります。

また、救急業務につきましては、本市も救急出動件数が年々増加の一途を辿っており、高齢化や核家族化など現在の社会情勢を勘案しても、救急車の需要は今後さらに増加することが考えられます。必要に応じて救急隊の増隊を進めながらも、その一方で救急車の適正利用に向けた取り組みを推進し、さらに家庭内における救急事故の予防策に係る研究や広報を行いながら「予防救急」を進めるなど、多角的に救急需要対策を進めてまいります。

現代社会は、今後、少子高齢化や労働人口の減少が進むなかで、AIやIoT、さらには5Gなど産業を取り巻く技術革新が進み、急速に環境が変化していくことが予想されますが、時代の変化を正しく読み取り、柔軟に対応しながら消防サービスのさらなる向上、消防組織の活性化を図るため、当局は本年1月に「名古屋市消防局フィロソフィー」を策定しました。

すべての職員が、この理念のもとに常に市民の視点に立ち、広く市民の期待に応えることで、市民一人ひとりの生命・身体・財産を守り、未来に向かって安心安全を提供する組織であり続けるよう、フィロソフィーを高く掲げながら、組織一丸となって邁進してまいります。



【名古屋市消防局フィロソフィー】

令和元年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要

特殊災害室

1 はじめに

石油コンビナートでは、災害発生要因となる危険物や高圧ガス等の危険な物質が大量に取り扱われているために、一旦災害が発生した場合には極めて大規模に拡大する危険性が大きく、これら災害の発生防止及び被害の拡大防止を図るため総合的かつ一体的な対策が必要とされます。

そのため、石油コンビナート等災害防止法では、大量の石油や高圧ガスが取り扱われている区域を石油コンビナート等特別防災区域として政令で指定し、消防法、高圧ガス保安法、災害対策基本法その他災害防止に関する法律と相補うことにより、特別防災区域における災害の発生及び拡大防止の総合的な施策の推進を図っています。

2 石油コンビナート等特別防災区域の現状について

令和元年12月、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部改正に伴い、長崎県「相浦地区」が指定を解除され、83地区（33都道府県）となりました。

特定事業所は667（平成31年4月現在）あり、その内訳は第1種事業所が340（うち、レイアウト事業所158）、第2種事業所が327となっています。

3 令和元年における事故発生状況について

令和元年中（平成31年1月1日～令和元年12月31日）の特定事業所における総事故件数は284件で、地震によらない一般事故が284件（前年比30件減）、地震による事故は発生していません。（前年比84件減）一般事故の件数は、平成元年以降最多となった平成30年に比べ減少したものの2番目に多い発生件数と依然として高い数値となっています。

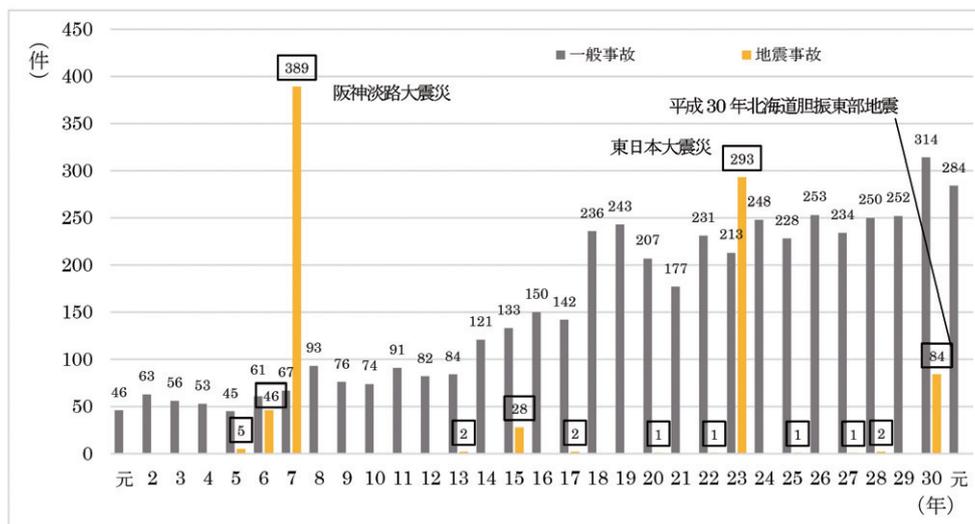
事故種別の内訳については、火災が112件、爆発が7件、漏えいが154件、その他が11件でした。

また、事故による死者は発生していません（前年比1人減）が、負傷者の発生した事故は25件あり、負傷者が49人（前年比16人増）発生しました。

年	特定事業所	事故総件数	一般事故	地震による事故	死傷者数	
					死者数	負傷者数
令和元年	667	284	284 (25)		0	49
平成30年	672	398	314 (27)	84	1	33

【表1 令和元年 事故発生状況】

※一般事故件数（ ）は死傷者の発生した事故件数



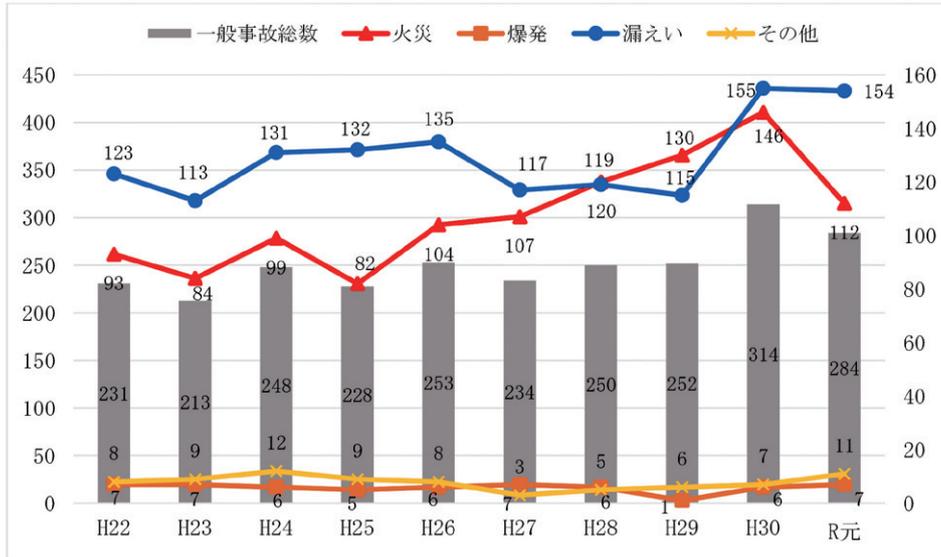
【図1. 平成元年以降の事故発生状況】

(1) 事故種別ごとの一般事故発生状況

一般事故を種別ごとにみると、火災112件（前年比34件減）、漏えい154件（同1件減）、爆発7件（同1件増）、

その他11件（同4件増）となっています。

火災の件数は減少しましたが、平成30年に引き続き漏えいが高い水準となっています。



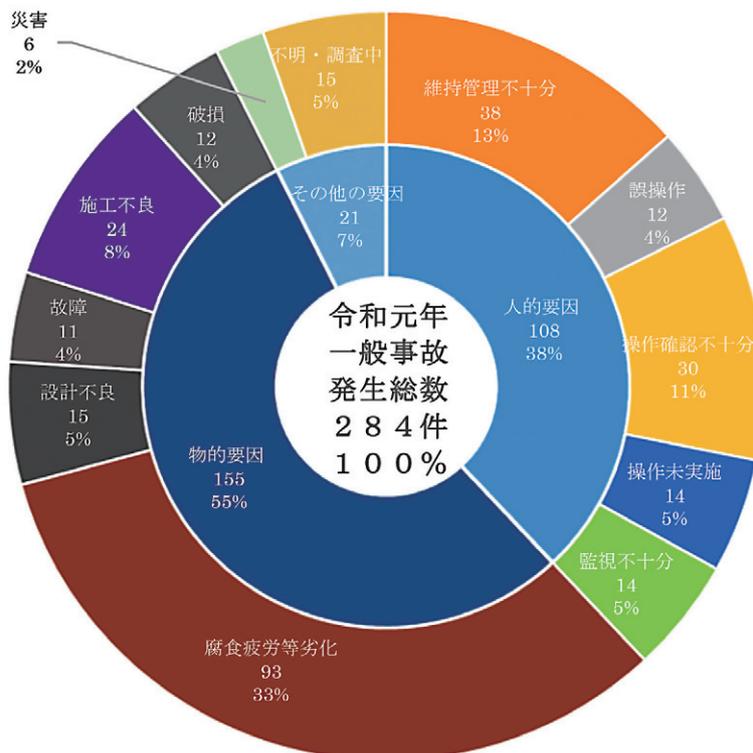
【図2. 過去10年 事故種別ごとの一般事故発生状況】

(2) 発生要因ごとの一般事故発生状況

一般事故を発生要因別にみると、人的要因によるものが108件（前年比25件減）、物的要因によるものが155件（同1件減）となっており、その内訳で主なものは、「腐食疲労等劣化」93件（同4件増）、「維持管理不十分」

38件（同1件増）、「操作確認不十分」30件（同23件減）、となっています。

令和元年は平成30年と比較して特に、「操作確認不十分」が減少しています。



【図3 令和元年 発生要因別の一般事故発生状況】

(3) 損害額・死傷者の発生状況について

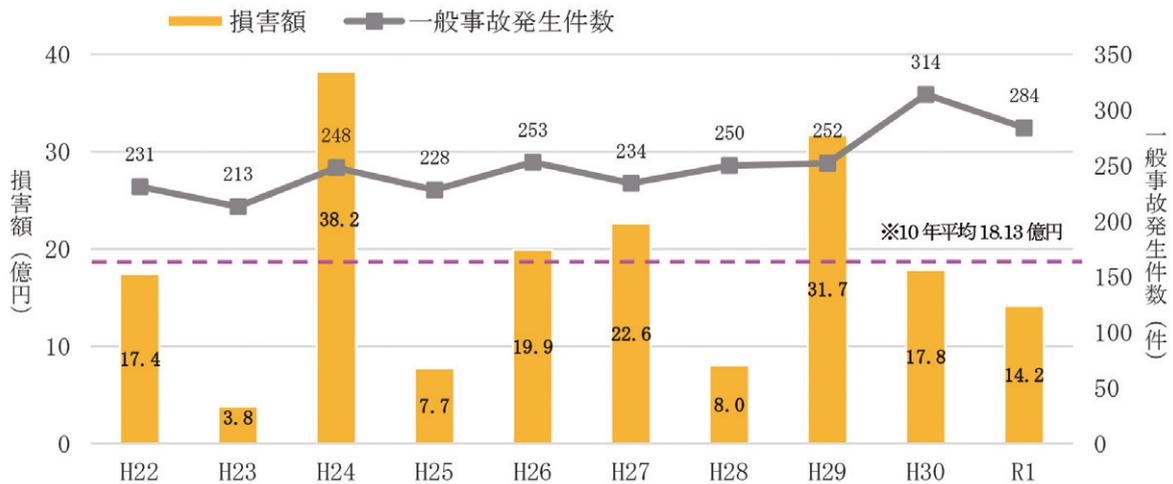
ア 損害額の状況

一般事故284件中、損害額が計上される（1万円以上）事故は146件発生し、その合計は14億1,503万円となりました。そのうち、火災による損害が6割程度を占めています。

過去10年の推移をみると、令和元年は事故件数が平成30年に次ぎ過去2番目の件数であったものの、損害額は過去10年の平均を下回っています。

事故種別	損害額（万円）	割合（%）
火災	84,780	59.9
爆発	867	0.6
漏えい	25,285	17.9
その他	30,571	21.6
合計	141,503	100.0

表2. 令和元年 一般事故損害額の状況

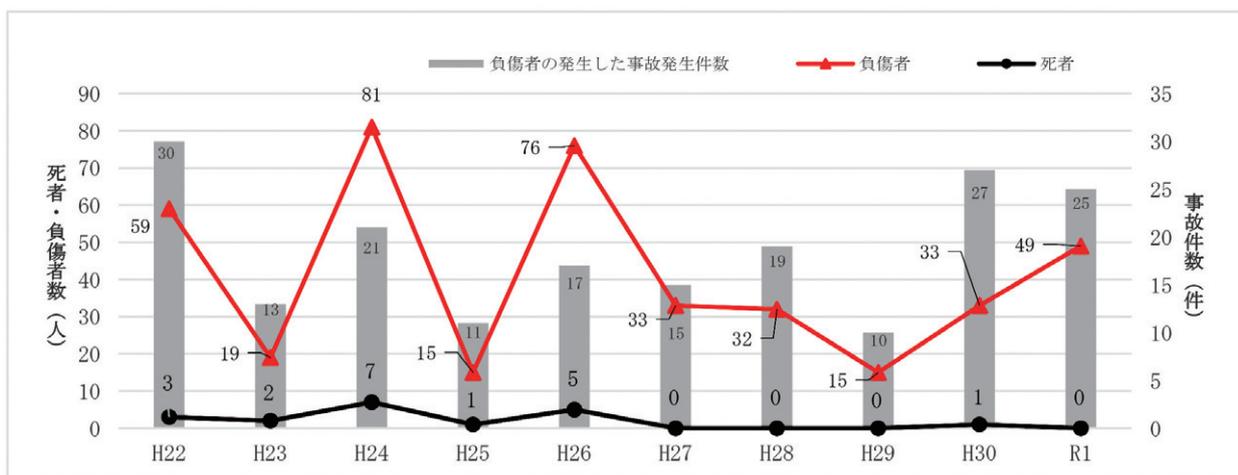


【図4】 過去10年 一般事故における損害額の推移

イ 死傷者の状況

死者は発生していません（前年比1名減）が、負傷者の発生した事故は25件（同2件減）で、負傷者49

名（同16名増）でした。死傷者を伴った事故件数は、過去10年間で3番目に多い水準となりました。

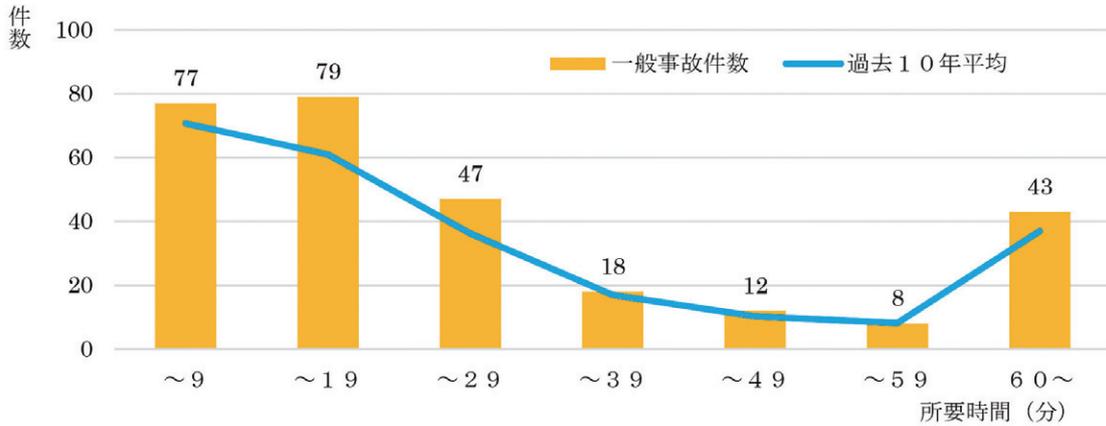


【図5】 過去10年 一般事故における人的被害の推移

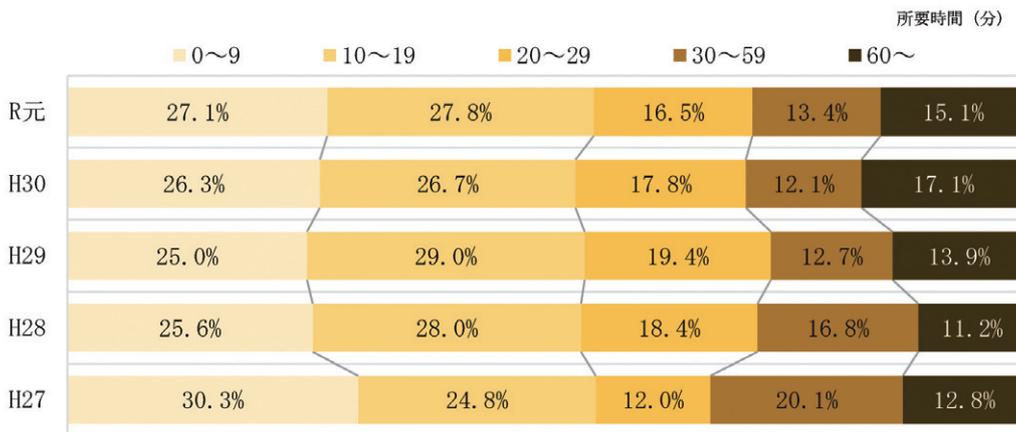
(4) 一般事故における通報状況について

事故を発見してから通報までの状況をみると、早期な通報が行われている一方で、60分以上経過しているものも多くなっています。

過去5年の傾向をみても、令和元年は、通報まで60分以上を要している事故の割合が比較的多い傾向となっています。



【図6 令和元年中 一般事故における発見から通報までの状況】



【図7 過去5年 一般事故における発見から通報までの状況の推移】

(5) 令和元年中に発生した主な事故事例

〈事故事例1〉

ア 事故の概要

建設中の特定屋外タンク貯蔵所の払出し配管内をパーツクリーナーにて清掃中、配管内部を照らしていた照明器具が何らかの要因により破損し、気化したパーツクリーナーの溶剤（第1石油）に引火し爆発したもの。これにより清掃中であつた作業員1名が火傷（重傷）を負つた。

イ 死傷者 負傷者1名（重傷）

ウ 損害額 なし

〈事故事例2〉

ア 事故の概要

排煙脱硫装置において、ダクト補修のためガス溶断作業をしていたところ、ダクト内部から火災となったもの。

イ 死傷者 なし

ウ 損害額 5億円

〈事故事例3〉

ア 事故の概要

NPプラント（危険物一般取扱所）屋上に設置されたフェノール液化装置下部のバルブ取替作業のため作業員がフランジを緩めたところ、締結部から流れ出したフェノールの量が予定より多く、回収が困

難となったことから、フランジ部のボルトを再度閉めようとした際にフェノールが噴き出し、別の作業員にかかったもの。

- イ 死傷者 負傷者1名（重傷）
- ウ 損害額 なし

4 まとめ

令和元年中における事故の状況をまとめると、事故による死者は発生していないものの、一般事故の件数が前年に次ぎ過去2番目に多い件数となっており、今後の事故件数の増加が懸念されます。

事故件数の増加の原因については、本年以降も継続した調査・分析が必要であると考えますが、事故の発生要因をみると、ヒューマンエラー（人的要因の全て）及び腐食疲労等劣化（物的要因）が多くを占める傾向が続いており、今後も同様の傾向を示すことが予想されます。これら発生要因への対策のうち、ヒューマンエラー対策としては、事故情報の事業所間での共有、協力会社を含めた安全管理教育及び防災教育等による保安教育体制の充実が望まれます。

また、腐食疲労等劣化対策としては、保安・保守業務を徹底し、AI及びドローン等の先進技術を導入する等により高度な保安管理体制を構築すること等が考えられます。

さらに、事故の件数に着目するだけでなく、事故発生時の状況、被害の状況、社会的影響の状況等にも目を向け、プラントの崩壊や死傷者等を伴う重大な事故を防ぐことにも目を向けていく必要があります。

消防庁では、石油コンビナートにおける事故件数の増加に歯止めをかけるとともに、重大事故の発生を防止するため、引き続き消防機関、関係省庁並びに関係業界団体等と連携を図り、石油コンビナートの防災体制の充実に努めて参ります。

【令和元年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要】

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/200529_tokusai_2.pdf

問い合わせ先

消防庁特殊災害室
TEL: 03-5253-7528

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査の結果

防災課

1 調査の趣旨等

我が国は世界のマグニチュード6.0以上の地震の約2割が起こっている地震多発国です。近い将来の発生の切迫性が指摘されている大規模地震には南海トラフ巨大地震や首都直下地震などがあり、これらの地震災害が最大クラスの規模で発生した場合には、東日本大震災を超える甚大な被害が発生することが予測されています。

また、北海道から九州まで、約2,000もの活断層があると言われており、近い将来に大きな地震を起こす可能性が高い活断層も複数指摘されています。まだ見つからない活断層もあるとされており、大規模な地震が発生する可能性が高いといわれている地域だけでなく、どこで、いつ大きな地震が起きてもおかしくありません。

阪神・淡路大震災（平成7年1月）では、死者6,400余名、全半壊した建築物は約25万棟にも及び、死者の約8割が建築物の倒壊によるものでした。東日本大震災（平成23年3月）では、津波による甚大な建物被害のほか、地震動による建物被害も生じましたが、昭和56年以前の旧耐震基準で設計された建物に被害が多く、適切な耐震補強・耐震改修が施された建物の多くは被害を免れており、耐震補強・耐震改修の有効性が確認されました。熊本地震（平成28年4月）では、耐震化されていなかった自治体庁舎が損壊し、災害対応や必要な行政サービスが行えなくなった事例が複数発生しました。

災害応急対策を円滑に実施するためには、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる文教施設などの公共施設等の耐震化が非常に重要です。こうした施設が地震により被害を受けた場合、災害応急対策等の実施に支障をきたし、その結果として、防ぐことができたであろう被害の発生や拡大を招くおそれがあります。

また、地方公共団体が所有する公用・公共用施設の多

くは、不特定多数の人の出入りが見込まれるため、地震により被害を受けた場合、多くの犠牲者を生じさせるおそれもあります。

消防庁では、平成13年度に「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討委員会」を開催し、地方公共団体（都道府県及び市町村）が所有又は管理する公共施設等について、耐震診断及び改修実施状況等について調査を実施し、「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討報告書」として取りまとめ、平成17年度からは毎年度、その進捗状況を確認するため、調査を実施してきたところです。公共施設等の耐震化は引き続き重要課題であり、全国の公共施設等の耐震化の進捗状況を把握するため、令和元年度も調査を実施したものです。

なお、本調査において「耐震性が確保されている」とは、昭和56年の建築基準法改正に伴い導入された現行の耐震基準を満たす、ということです。この耐震基準は震度5強程度の地震に対しては、ほとんど損傷を生じず、震度6強程度の地震に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目安にしたものです。

2 調査概要

地方公共団体が所有又は管理している公共施設等（公共用及び公用の建物：非木造のうち、2階以上又は延床面積200㎡超の建築物）全体のうち、災害応急対策を実施するに当たり拠点（防災拠点）となる施設を表1の基準に基づき抽出し、耐震化の進捗状況について集計を行いました。なお、調査対象はすべての都道府県（47団体）及び市町村（1,741団体）で、調査基準日は平成31年3月31日です。

表1 防災拠点となる公共施設等の分類基準

区分	防災拠点と位置づける施設
① 社会福祉施設	全ての施設
② 文教施設（校舎、体育館）	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
③ 庁舎	災害応急対策の実施拠点となる施設
④ 県民会館・公民館等	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
⑤ 体育館	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
⑥ 診療施設	地域防災計画に医療救護施設として位置づけられている施設
⑦ 警察本部、警察署等	全ての施設
⑧ 消防本部、消防署所	全ての施設
⑨ その他（上記以外）	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設

3 調査結果

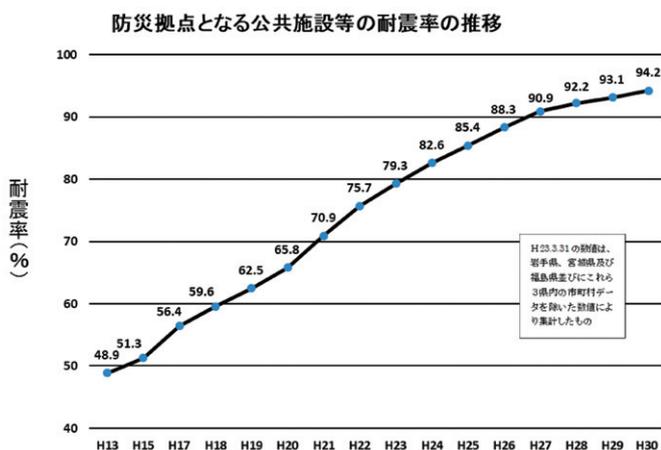
(1) 平成30年度末耐震率：94.2% (図1)

平成30年度末時点で地方公共団体が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等は全国で18万7,492棟（都道府県：22,486棟、市町村：165,006棟）あります。このうち17万6,583棟の耐震性が確保されており、耐震率は94.2%となります。前回調査が行われた平成29年度末（93.1%）と比較すると、1.1ポイント上昇しました。

なお、本調査における「耐震率」は、対象となる全棟数に占める「耐震性が確保されている」棟数の割合です。「耐震性が確保されている」としたものは、次のとおりです。

- ① 建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物
 - ② 耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物
 - ③ 耐震改修整備を実施した建築物
- 調査を始めてからの耐震率の推移を示すと、図1のとおりです。

図1 防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移



(2) 施設区別の耐震率

耐震率を施設区別にみると次のとおりです（括弧内は平成29年度末の数値）。

1 文教施設（校舎・体育館）	98.9% (98.5%)
2 消防本部・消防署所	92.6% (91.5%)
3 診療施設	92.4% (91.6%)
4 社会福祉施設	89.8% (88.0%)
5 警察本部・警察署等	87.0% (86.3%)
6 体育館	86.6% (84.1%)
7 庁舎	85.6% (84.0%)

8 県民会館・公民館等 85.2% (82.7%)

※ その他

(1～8以外の指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設) 87.9% (84.4%)

棟数等の詳細は、表2のとおりです。校舎・体育館など文教施設の耐震率が高くなっています。

なお、災害対策本部が設置される庁舎等の耐震率については、都道府県では95.7%、市町村では82.1%であり、耐震性を有する施設を代替庁舎として指定しているものを含めると都道府県では100%、市町村では97.2%となっています。

表2 施設別の耐震率（都道府県+市町村）

	全棟数			昭和56年以前建築の棟数に占める割合	耐震診断実施棟数	改修の必要がない棟数(耐震性有)	改修の必要がある棟数	改修済の棟数	平成30年度耐震済の棟数	平成30年度耐震率
	昭和57年以降建築の棟数	昭和56年以前建築の棟数	A							
	A	B	C	C/A	D	E	F	G	B+E+G+H	H/A
1 社会福祉施設	19,173	11,847	7,326	38.2%	6,018	3,503	2,515	1,858	17,208	89.8%
2 文教施設(校舎・体育館)	107,463	48,736	58,727	54.6%	58,483	19,462	39,021	38,081	106,279	98.9%
3 庁舎	9,115	5,117	3,998	43.9%	3,555	1,162	2,393	1,523	7,802	85.6%
4 県民会館・公民館等	17,553	11,822	5,731	32.6%	4,091	1,881	2,210	1,253	14,956	85.2%
5 体育館	4,974	3,159	1,815	36.5%	1,409	568	841	581	4,308	86.6%
6 診療施設	2,939	2,364	575	19.6%	455	228	227	125	2,717	92.4%
7 警察本部・警察署等	5,634	4,023	1,611	28.6%	976	316	660	562	4,901	87.0%
8 消防本部・消防署所	5,735	4,073	1,662	29.0%	1,419	779	640	460	5,312	92.6%
9 その他	14,906	10,285	4,621	31.0%	3,327	1,938	1,389	877	13,100	87.9%
合 計	187,492	101,426	86,066	45.9%	79,733	29,837	49,896	45,320	176,583	94.2%

※耐震率=(昭和57年以降建築棟B+耐震性有棟数E+耐震改修済棟数G)÷全棟数A

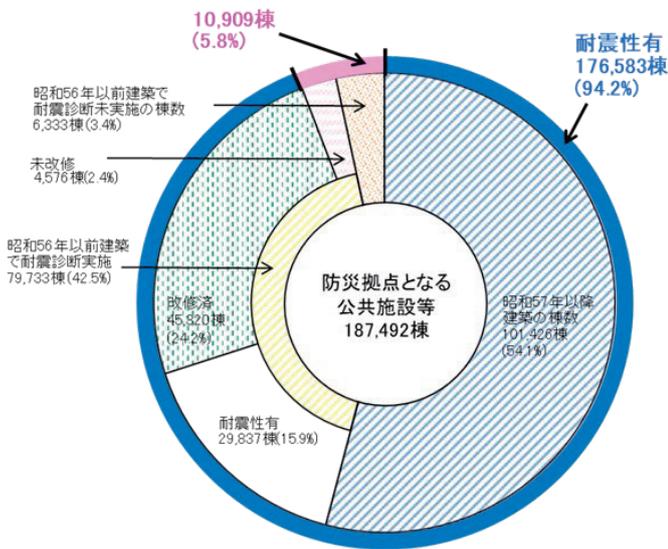
※その他：上記以外の施設のうち、指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設

(3) 耐震性が確保されている棟数の内訳 (図2)

耐震性が確保されている17万6,583棟の内訳は、次のとおりです。

- ① 建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物…10万1,426棟
- ② 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物…2万9,837棟
- ③ 耐震改修整備を実施した建築物…4万5,320棟

図2 耐震性が確保されている棟数の内訳



4 防災拠点となる公共施設等の耐震化に向けた取組み

調査結果から、防災拠点となる公共施設等の耐震化は着実に進んでいることが分かりますが、依然として耐震性が確保されていない施設が見られることから、各地方公共団体において、当該施設の耐震診断や診断結果に基づく耐震改修など耐震化の取組がより一層推進されることが望まれます。

公共施設等の耐震化に要する経費については、緊急防災・減災事業債（充当率100%、普通交付税の基準財政需要額への算入率70%）の対象としています。

緊急防災・減災事業債は、令和2年度までとされていますが、経過措置として、令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じることとされました。

消防庁では特に、消火、救急・救助活動の拠点となる消防本部・消防署所や、災害対策本部が設置される庁舎について、災害時の地方公共団体の業務継続性確保の観点から、早急に耐震化が進められるよう、地方公共団体の取組を支援していきます。

調査結果の詳細につきましては、消防庁ホームページをご参照ください。

「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果の公表」

<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/#anchor--01>

問い合わせ先

消防庁 国民保護・防災部 防災課
TEL: 03-5253-7525

令和2年度における消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定の状況

消防・救急課

消防庁では、消防防災施設整備費補助金の交付決定を令和2年4月24日付けで、また、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定を同年4月24日及び7月1日付けで行ったところです。

消防庁が所管するこれらの補助金の令和2年度の当初予算額は、消防防災施設整備費補助金については13億5,312万5千円、緊急消防援助隊設備整備費補助金については49億8,594万円となっています。

また、補正予算（第1号）の額は、緊急消防援助隊設備整備費補助金について9億7,414万円となっています。

用型消防水利システム1台及び消防活動二輪車2台を整備する事業等について交付決定を行いました。

また、補正予算（第1号）では、災害対応特殊救急自動車11台、搬送用アイソレーター装置103台を整備する事業等について交付決定を行いました。

2 都道府県別の交付決定の状況

補助金ごとの都道府県別の交付決定額は、表のとおりです。

なお、市町村ごとの交付決定の状況は、消防庁のHPに掲載しています (<http://www.fdma.go.jp/>)。

1 交付決定の概要

(1) 交付決定額

令和2年度における交付決定の総額は65億2,299万1千円であり、その内訳は次のとおりです。

① 消防防災施設整備費補助金	13億3,322万1千円
② 緊急消防援助隊設備整備費補助金	51億8,977万円
うち当初予算	49億8,561万5千円
補正予算（第1号）	2億415万5千円

(2) 主な対象施設及び設備

- ① 消防防災施設整備費補助金にあつては、耐震性貯水槽 321基、防火水槽(林野分)14基、高機能消防指令センター2件、備蓄倉庫1ヶ所について交付決定を行いました。
- ② 緊急消防援助隊設備整備費補助金にあつては、当初予算では、災害対応特殊消防ポンプ自動車(水槽付、化学及びはしご付のものを含む) 126台、災害対応特殊救急自動車106台、救助工作車26台、支援車16台、災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車3台、海水利

3 その他

消防防災施設整備費補助金については、予算額を上回る要望が寄せられたところであり、金額ベースで、その8割弱の事業に対して交付決定を行ったところです。

また、緊急消防援助隊設備整備費補助金についても、当初予算では予算額を上回る要望が寄せられたところであり、金額ベースで、その8割弱の事業に対して交付決定を行ったところです。

一方、補正予算（第1号）については、予算額ベースで2割の事業に対するの交付決定に留まり、予算残額については、今後、追加交付を行う予定です。

地方公共団体におかれては、直ちに契約事務に着手するとともに、事業の内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の手続きをとるようお願いします。

別表

令和2年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定状況

(単位：千円)

都道府県名	消防防災施設整備費補助金	緊急消防援助隊設備整備費補助金		合計	
		(当初) ※2次交付含む	(補正)		
1	北海道	17,860	176,799	31,944	226,603
2	青森	—	13,815	—	13,815
3	岩手	5,486	38,185	—	43,671
4	宮城	16,458	12,740	—	29,198
5	秋田	27,430	63,573	2,144	93,147
6	山形	54,860	43,917	1,270	100,047
7	福島	23,346	19,738	660	43,744
8	茨城	126,352	286,111	431	412,894
9	栃木	21,944	179,247	750	201,941
10	群馬	32,916	180,686	—	213,602
11	埼玉	50,999	341,969	1,991	394,959
12	千葉	—	311,332	2,250	313,582
13	東京	5,781	467,363	19,960	493,104
14	神奈川	12,374	366,045	14,496	392,915
15	新潟	32,997	37,393	—	70,390
16	富山	16,529	10,633	—	27,162
17	石川	30,173	—	2,047	32,220
18	福井	13,580	—	750	14,330
19	山梨	44,779	47,275	—	92,054
20	長野	21,912	27,884	2,128	51,924
21	岐阜	48,246	198,270	—	246,516
22	静岡	23,346	169,772	1,320	194,438
23	愛知	15,127	460,457	5,179	480,763
24	三重	16,458	42,103	1,500	60,061
25	滋賀	13,715	117,959	750	132,424
26	京都	8,229	38,981	1,500	48,710
27	大阪	4,155	254,304	12,594	271,053
28	兵庫	225,827	156,035	16,837	398,699
29	奈良	27,852	11,413	—	39,265
30	和歌山	5,486	37,606	—	43,092
31	鳥取	5,486	32,662	—	38,148
32	島根	10,972	13,428	1,210	25,610
33	岡山	6,888	197,051	—	203,939
34	広島	19,201	61,951	—	81,152
35	山口	12,384	42,916	750	56,050
36	徳島	24,166	61,022	14,204	99,392
37	香川	—	12,875	723	13,598
38	愛媛	10,972	33,664	1,297	45,933
39	高知	38,155	61,218	15,380	114,753
40	福岡	24,982	20,172	20,422	65,576
41	佐賀	—	13,173	—	13,173
42	長崎	54,860	47,826	13,745	116,431
43	熊本	27,430	90,440	—	117,870
44	大分	43,888	79,300	—	123,188
45	宮崎	32,916	71,793	13,193	117,902
46	鹿児島	76,704	—	660	77,364
47	沖縄	—	34,519	2,070	36,589
合計	1,333,221	4,985,615	204,155	6,522,991	

寄贈救急自動車事業について

救急企画室

1. はじめに

「令和元年中の救急出動件数等（速報値）」によると救急自動車による救急出動件数は、663万9,751件（対前年比3万4,538件増、0.5%増）、搬送人員は597万7,912人（前年比1万7,617人増、0.3%増）で対前年比の増加率は、いずれも過去10年で最低にとどまったものの、救急出動件数、搬送人員ともに過去最多となりました（図1参照）。

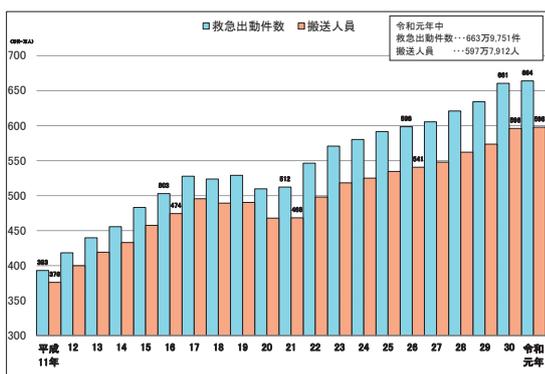


図1：救急自動車による救急出動件数及び搬送人員の推移（「令和元年中の救急出動件数等（速報値）」より）

また、救急業務の高度化に伴い、消防本部では救急車両の増強・更新に際して高規格救急自動車の導入が積極的に図られていますが、財政状況等の実情により配備率は100%に至っていません（図2参照）。

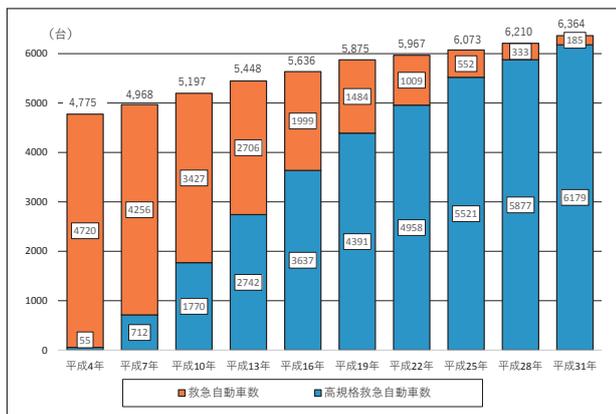


図2：高規格救急自動車数と救急自動車数の推移（令和元年版救急・救助の現況から抜粋）

2. 寄贈救急自動車事業とは

寄贈救急自動車事業は、高規格救急自動車を全国に配備することで、各地域における救急業務の高度化、救急業務体制の更なる充実を図ることを目的としています。消防庁では、寄贈元のアステラス製薬株式会社、一般社団法人 日本自動車工業会及び一般社団法人 日本損害保険協会の3団体に対し、寄贈先となる消防本部の推薦を行っています。

上記3団体からは、約50年に渡り全国の消防本部に高規格救急自動車の寄贈を実施していただき、令和2年4月1日現在において2,682台の寄贈をいただいています。

昨年度は、本事業により新上五島町消防本部（長崎県）では2B型救急自動車から高規格救急自動車への更新が図られました。このように、高規格救急自動車を寄贈いただくことで救急業務の高度化、救急業務体制の充実に大きく付与しています。



写真：新上五島町消防本部寄贈式（令和2年2月4日）

3. おわりに

今年度も、アステラス製薬株式会社、一般社団法人 日本自動車工業会及び一般社団法人 日本損害保険協会の3団体から高規格救急車を寄贈していただける予定です。今後も、全国各地において寄贈していただいた救急自動車が活躍し、各地域住民の方々の安心と、救急業務の高度化、救急業務の更なる充実が図られることを期待しています。

問い合わせ先

消防庁救急企画室 神谷、堤、小淵
TEL: 03-5253-7529

先進事例 紹介

消防と技術者の共同開発で生まれたハイメディック専用間仕切り

～第2波への備え！新型コロナウイルス感染症対策として～

豊田市消防本部(愛知県)

豊田市民の安全安心のために

豊田市消防本部(愛知県)は、車両の機装に長けている地元の自動車関連企業である新明工業(株)(本社:豊田市衣ヶ原)の協力を得て、愛知県内では初めて、救急車への設置型の間仕切りを導入。全車両21台に設置した。新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、緊急事態宣言発令等で多大な影響を与えている中、当市においても、今後発生する恐れのある新型コロナウイルス感染症の第2波に備えるため、「豊田市新型コロナウイルス感染症ガイドライン」に基づき、対応をしている。当本部が保健所からの依頼を受けて行う移送業務や救急業務は、長時間の活動において機関員のゴーグルが曇るなど、救急車の安全な運行に支障をきたしていた。こうした状況を改善し、市民等を安全に搬送等できる環境の整備が喫緊の課題であった。

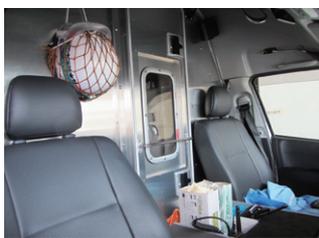


豊田消防の要望で生まれた間仕切り

間仕切りについては、それまではビニールシートでの養生により可能な範囲で対応していたが、ビニールシートは、養生設定に時間を要すことや感染ごみが増えたりする問題があった。今回導入した間仕切りにより、運転室を清潔区域に設定することができ、機関員のゴーグル着用が不要になるなど、個人防護具の軽減、暑さ対策と十分な視界の確保がされることで、救急車を安全に運行

できるようになった。

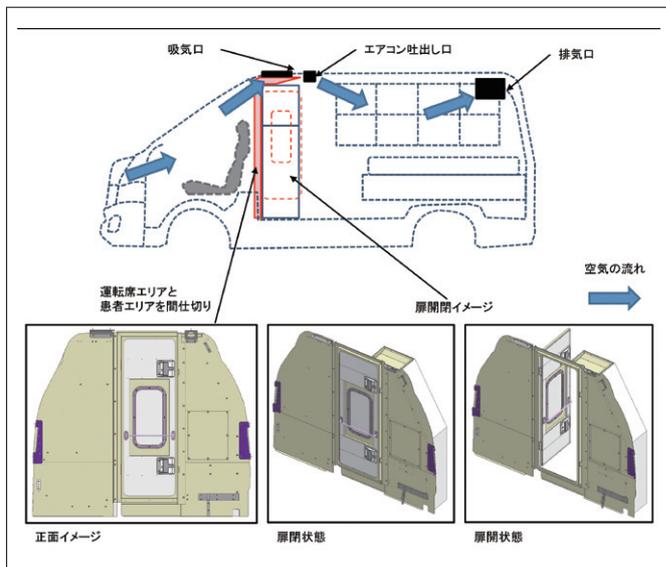
また、後部エアコンの吸気を運転室側から行うように加工したことで、空気の流れを一方向にすることを可能とし、運転室へ空気が逆流せずに機関員への感染を防ぎ、傷病者室には常に清潔な空気を供給できるようになった。



運転室



吸気口加工



現場目線で

運転室と傷病者室の間には、取り外し可能な扉を設置した。これは、導入前と同様の使い勝手を維持させることが狙いである。新型コロナウイルス感染症事案への対応だけでなく、通常の救急事案に今まで通り対応できるようにするための配慮である。さらには、扉にガラス窓を設置し、運転室と傷病者室間の視認性を確保した。傷病者室で活動する隊員は、このガラス窓から車両の運行状況を視認でき、機関員との意思疎通を図ることができる。

このほかにも、運転室を清潔区域に設定できるようになったことで、事案終了後に実施する消毒作業に要する時間を短縮させることができた。今までは、救急車内全ての空間を消毒しなければならない上に、ビニールシートの養生を一から再設定する必要があったが、これが不要となり次の出動への備えを迅速にすることができた。



傷病者室



扉解放時

豊田市内全救急車に導入

間仕切りは、軽量のアルミ製パネルと取り外し可能な扉で構成されている。これにより、既存の救急車に導入しても、車検上での構造変更の該当にならず、無駄な経費を支出しなくて済んだ。さらには、温度や経年による変形の防止や消毒が簡易的というメリットがある。これらは間仕切りを導入する決め手となった。

現場で活躍する救急隊員の要望と「ものづくり」の街として、その風土が根付いている技術者の情熱により、こうした細かい配慮が行き届いたものが出来上がった。当本部は、21台全ての救急車（非常用4台含む）に間仕切りを導入し、今後更新する救急車にも全て導入していく予定である。移送業務では、3名の隊員での対応を基本とし、機関員を終始運転席に乗車したままとするほか、通常の救急業務では、必要に応じて人員の増強等により機関員を運転業務に専念できる状況を確認するように出動体制の見直しも行っている。

今秋は、世界ラリー選手権（WRC）の会場となる。世界に通用する消防体制を目指していきたい。

イメージキャラクター「火まもり君」の新ポーズを制作

郡山地方広域消防組合消防本部

新型コロナウイルス感染症の感染予防や熱中症予防などに関する広報に活用するために、郡山地方広域消防組合イメージキャラクター「火まもり君」の新ポーズを制作しました。

今後とも幅広い年齢層への広報を積極的に行い、地域住民と共に、より安全な社会を目指してまいります。



マスクをしている



手を洗っている



暑そうにしている



水上バイクに乗ってる

国際消防救助隊・埼玉県警察機動隊合同訓練

朝霞地区一部事務組合 埼玉県南西部消防本部

埼玉県南西部消防本部では、2月27日（木）、新座消防署訓練場において、埼玉県警察機動隊と合同訓練を実施しました。

本訓練は、当消防本部から国際消防救助隊に登録されている隊員及び救急救命士が、埼玉県警察機動隊と連携し、CSRM（狭隘空間救助医療）の手技習得をはじめ、救助チーム医療班の役割を理解するための実用的な訓練となりました。



消防通信 望楼 ぼうろう

萩田帆風さんを「一日消防長」に委嘱し火災予防広報

磐田市消防本部

磐田市消防本部では、春季全国火災予防運動に併せ、2月27日（木）に、磐田市出身タレント萩田帆風さんを、「一日消防長」に任命し、火災予防の呼びかけを行いました。

委嘱を受けた萩田さんは、磐田市消防キャラクターべっくんと磐田市キャラクターしっぺいととともに、市内にあるヤマハスタジアムなどを背景に、今後市HP等で配信予定の火災予防を啓発する動画を撮影しました。

萩田さんは、「火事をなくすには、一人ひとりの心がけが大切です。皆さん火の用心を心がけてください。」と市民に対し呼びかけました。



緊急消防援助隊等のハイブリッド型受援訓練を実施

和歌山市消防局

近年、大型台風や停滞性の線状降水帯の暴風雨等による被害が全国各地で発生し、緊急消防援助隊の応援要請が続発されていることを受け、当局管内で同時多発的に土砂・風水害が発生していることを想定したハイブリッド型受援訓練を実施しました。

本訓練は、当局職員110名が参加し、消防警備本部や方面隊本部の設置運用訓練、消防活動訓練、119番通報輻輳訓練、緊急消防援助隊等受援訓練を7つの訓練会場で同時に行いました。





消防大学校だより



「予防科」及び「危険物科」における教育訓練 ～違反処理演習について～

消防大学校の教育訓練の中で、「予防科」「危険物科」においては、予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、教育指導者等としての資質を向上させることを目的にしています。

全国の消防本部で違反対象物公表制度が開始されるとともに、予防行政の中でも、違反是正・違反処理が推進されるようになりました。事実、本校に入校する学生の中にも、違反処理の知識・技術の修得を第1の目的としている方も多くなってきました。そこで、昨年度は、違反処理演習（いわゆる違反処理シミュレーション）の内容を刷新し、より満足度の高い講義となるよう創意工夫したので、これらについて紹介します。

まず、「違反処理の実況見分から命令書の手交、標識の公示までの流れを体得する」ことを目的に掲げ、従前の分業形式（写真撮影役や質問聴取役等の分業）による違反処理を変更し、学生の単独行動とし、一人で全てを処理する形式としました。

また、従前の「消防法（以下「法」という。）第5条の3による避難障害物件の除去命令」及び「法第16条の6による危険物無許可貯蔵の除去命令」に加え、学生のニーズや全国の処理件数を考慮し、「法第17条の4による自動火災報知設備設置の警告」及び「法第12条の3による製造所等の緊急使用停止命令」を新設しました。



設定時間内に全てを終えるよう事案を想定する際も
創意工夫を凝らしている



一筋縄ではいかない関係者(教官)を前に緊張が走る

学生の中には違反処理の未経験者が多いことから、まず座学により、違反処理の意義、目的、質問調書の取り方、名あて人の特定要領等を講義した上で、シミュレーションに入っています。各々が指定された場所に行き『単独』で現地調査を始めるという想定のため、実況見分、写真撮影、質問調書の作成、名あて人の特定など作業量が多く、短い時間内（概ね1時間）に命令書の交付、標識の公示まで行う必要があるため、皆必死で取り組みます。また、違反対象物の関係者役は、消防大学校助教授とし手強い関係者を演じるため、適度の緊張感の中、命令等の事務処理を進めていくこととなります。

終了後、「違反処理をやったことがないので、体験できてよかった。」「初めから最後まで一人で対応したため、違反処理の流れを学べた」との声が多かった一方で、「本講義の時間をもっと増やして欲しい。」「経験豊富な教官がいるので、時間をかけて不安や疑問を解消したかった。」と非常に前向きな意見もありました。

卒業後、「消防大学校で実施した違反処理シミュレーションを地元消防本部で実施した。」という声を聞くことも多く、消防大学校で受けられた教育を確実に所属に還元していると思うと非常にうれしく感じます。限られた期間の中で、疑問を消化しきれないこともあると思いますが、不明な点や壁にあたった時は、消防大学校で出会った仲間を頼り、共に研鑽していただきたいと思いをします。

消防大学校新訓練場紹介 ～土砂災害対応訓練施設～

近年、気象変動の影響による集中豪雨の発生頻度の増大、大規模地震発生切迫性の増大、更には活発な火山活動など、大規模な土砂災害を引き起こす誘因の多様化、激甚化が懸念されており、平成25年伊豆大島及び平成26年広島市の土砂災害をはじめ、平成30年の大分県中津市及び広島県安芸郡における土砂災害など、全国各地で土砂災害が頻発しています。

これらを踏まえ、救助技術高度化検討会において、平成26年度に土砂災害時の救助活動のあり方について報告書を取りまとめられ、令和元年度には、土砂災害時におけるより迅速かつ効率的な人命救助のための具体的かつ実践的な救助手法についての報告書が取りまとめられた

ところでした。

消防大学校においても土砂災害時における活動について講義を実施しているところですが、より実践的な訓練をカリキュラムに取り入れるため、消防大学校が保有する25mプール跡地に、土砂災害対応訓練施設を整備しているところです。

この土砂災害対応訓練施設は3ブースに分け、1ブースは土砂を使用した基本訓練場、2ブースは砕石を使用した基本訓練場、3ブースは土砂や砕石、模擬家屋を設置して総合的な検索救助訓練場とし、土砂災害時における消防活動訓練を実施することとしています。



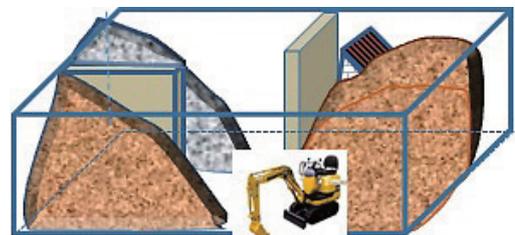
プール跡地



土留めブロック設置



砕石搬入



完成イメージ

我々消防は市民の最後の砦である。決して諦めることは出来ない。どのような災害においても助けられる命は必ず助けられる様に、消防大学校で得た知識、技術を十

分に活用し、それぞれの地域で自分たちが守る市民のために活躍されることを期待します。

問い合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表（令和2年6月25日～令和2年7月25日）

<総務課>

2.7.1	令和2年安全功労者内閣総理大臣表彰（消防関係）	令和2年安全功労者内閣総理大臣表彰（消防関係）受賞者は、個人4名、団体3団体となっております。 令和2年安全功労者内閣総理大臣表彰式の実施については、現在調整中です。
2.7.14	令和2年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰	令和2年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰受賞者は、安全功労者表彰受賞者個人25名、団体11団体、消防功労者表彰受賞者消防団員6名、女性防火クラブ員5名となっております。 令和2年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式については、現在調整中です。

<救急企画室>

2.7.15	「ハローキティ」と連携した熱中症予防広報の実施	7月15日（水）より、子どもから大人まで幅広い年齢層から人気のある株式会社サンリオの「ハローキティ」と連携し、熱中症予防啓発をテーマとした動画を消防庁ホームページにて公開するとともに、全国の消防本部へこの動画を活用し、熱中症予防啓発の強化に取組むよう呼びかけます。
--------	-------------------------	--

<予防課>

2.6.30	火災予防啓発用「地震火災 ～あなたの命を守るためにできること～」の制作・発表	消防庁では、地震による火災予防対策を推進するため、火災予防啓発映像「地震火災 ～あなたの命を守るために出来る事～」を制作しました。
2.7.1	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募	消防庁は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）の内容について、令和2年7月2日から令和2年7月31日までの間、意見を公募します。
2.7.14	平成31年1月から令和元年12月までに発生した製品火災に関する調査結果	消防庁では、火災を起こす危険な製品の流通を防止し、消費者の安心・安全を確保することを目的として、平成31年1月から令和元年12月までに自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る製品の不具合により発生したと消防機関により判断された火災について、発生件数や製品情報等を取りまとめました。
2.7.15	「火災調査の業務効率化に向けた検討部会」の開催	火災調査業務に携わる消防職員の負担軽減のため、火災調査業務及びこれらに付随する事務の効率化について「火災調査の業務効率化に向けた検討部会」を開催することとしましたのでお知らせします。

<特殊災害室>

2.7.3	「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施	石油コンビナート等では、ひとたび災害が発生すれば被害が甚大なものとなることから、事業所に防災要員や消防車両等を備えた自衛防災組織が置かれています。 消防庁では、自衛防災組織の技能及び士気を向上させ、石油コンビナート等の防災力を強化することを目的に技能コンテストを行っており、本年度は以下のとおり行うこととしましたのでお知らせします。
-------	----------------------------------	---

<防災課>

2.7.15	防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果	地方公共団体の公共施設等は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難場所・避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たしていることから、消防庁では、これらの施設の耐震化状況を確認するため、調査を実施し、この度、平成30年度末現在の状況を取りまとめましたので公表します。 本調査結果を受け、本日、消防庁では防災拠点となる公共施設等の耐震化を進めるよう通知を発出いたします。 今後も、防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進するため、地方公共団体に対し働きかけを行ってまいります。
--------	--------------------------	---



<地域防災室>

2.6.30	消防団PRムービーコンテストの結果	住民の方々に、消防団をより身近なものとして知っていただくため、各都道府県及び市町村から作品を募集し、消防団PRムービーコンテストを実施しました（実施等につき、本年3月6日付けで報道発表）。 応募された19作品から、最優秀賞、優秀賞を決定しましたので発表します。
2.7.10	「第25回防災まちづくり大賞」の事例募集	「防災まちづくり大賞」は、地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組や、防災・減災、住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施しています。 阪神・淡路大震災を契機に平成8年度に創設され、25回目となる本年度は、本日から令和2年10月9日（金）までの間、取組事例を募集します。

<防災情報室>

2.7.13	災害に備えた次世代の衛星通信システムの実証事業を開始	災害に備えた非常用通信手段として、従来と比べて高性能かつ低コストな次世代の衛星通信システムについて、高知県内で整備を完了し、実証事業を開始しました。
--------	----------------------------	--

最近の通知 (令和2年6月25日～令和2年7月25日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
事務連絡	令和2年7月15日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁救急企画室	熱中症予防対策の強化について(周知)
消防予第196号	令和2年7月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	令和2年7月豪雨に対応した消防法令の運用について(通知)
消防予第197号 消防危第181号	令和2年7月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	令和2年7月豪雨に対応した消防関係手数料の減免措置について(通知)
消防予第195号 消防危第180号	令和2年7月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	「令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の公布・施行に伴う消防法令の運用について(通知)
事務連絡	令和2年7月14日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	予防技術検定の実施に関する公示について
事務連絡	令和2年7月14日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	平成31年1月から令和元年12月までに発生した製品火災に関する調査結果について
消防消第198号 消防参第125号	令和2年7月13日	都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁国民保護・防災部参事官	水難救助訓練等に係る安全管理の徹底について
消防情第175号	令和2年7月13日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	建物建築費指数について(通知)
事務連絡	令和2年7月10日	各都道府県消防防災主管部長	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長	「避難の理解力向上キャンペーン」に係る情報発信について
事務連絡	令和2年7月8日	各都道府県、保健所設置市、特別区 防災担当主管部(局)長 衛生主管部(局)長	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害緊急事態対応担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長 厚生労働省健康局結核感染症課長	災害発生時における新型コロナウイルス感染症拡大防止策の適切な実施に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について
消防危第173号	令和2年7月6日	各都道府県消防防災主管課	消防庁危険物保安室長	令和2年7月豪雨に対応した危険物関係法令の運用について
消防消第192号	令和2年7月6日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	警防活動時等における消防職員の安全管理の徹底について
府政防第1327号 消防災第130号 健感発0706第1号 観観産第331号	令和2年7月6日	各都道府県、保健所設置市、特別区 防災担当主管部(局)長 衛生主幹部(局)長 観光担当部(局)長	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長 厚生労働省健康局結核感染症課長 観光庁観光産業課長	避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A(第2版)について
消防消第188号	令和2年6月30日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課長	新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大に備えた消防本部の業務継続等のための当面の留意事項について

通知等



消防総第455号	令和2年6月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁総務課長	消防法令等に基づく各種手続における旧姓の併記について（通知）
事務連絡	令和2年6月26日	消防法令等に基づく各種手続における旧姓の併記について（通知）	消防庁危険物保安室	新型コロナウイルス感染症対策に係る危険物関係法令の当面の考え方について

広報テーマ

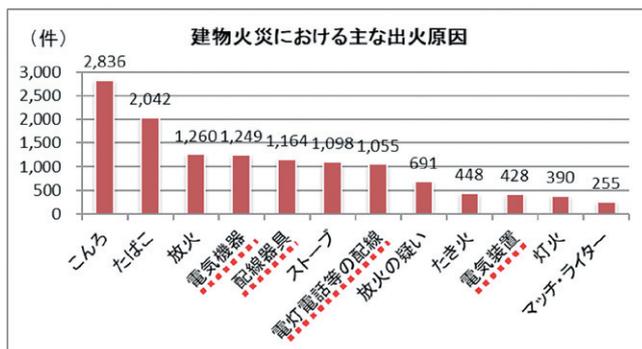
8 月		9 月	
①電気器具の安全な取扱い ②防災訓練への参加の呼び掛け	予防課 防災課	①9月9日は救急の日 ②住宅防火防災キャンペーン ③火山災害に対する備え ④事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼び掛け	救急企画室 予防課 防災課 地域防災室



電気器具の安全な取扱い

予防課

電気器具等は日常生活において欠かすことのできないものですが、使用者の不注意や誤った方法により使用した場合は、火災につながるおそれがあります。



令和元年中の建物火災の件数は、20,915件となっており、そのうち電気器具等（電気機器、配線器具、電灯電話等の配線、電気装置）に起因する火災件数は3,896件で建物火災全体の約19%を占めています。

※上記件数については、概数値です。

電気器具等を使用する際には、次のことに注意しましょう。

1 点検の実施

扇風機や電気ストーブなどの季節を限定して使用する電気器具等は、毎年使用する前に必ず点検をしましょう。また、使用中に普段と違った音や動きに気づいたときは、すぐに使用を止め、コンセントから差込プラグを抜いて、専門の業者に点検をしてもらいましょう。

2 正しい使用

電気ストーブで洗濯物を乾かしている時に、洗濯物が電気ストーブの上に落ちて火災につながるなど、電気器具等を本来の目的以外で使用すると、意図しない火災の原因となる恐れがあります。

使用に際しては、取扱説明書をよく読み、その機能を十分に理解し正しく使用しましょう。

3 使用しないときは・・・

アイロンやヘアードライヤーなどは、スイッチを切り忘れたまま放置しておくとならば火災の原因となります。電気器具等を使用しないときは、スイッチを切るだけでなく差込プラグをコンセントから抜いておきましょう。



使用後はすぐにスイッチを切りプラグをコンセントから抜く習慣をつけましょう。

4 危険なたこ足配線

現在では、家電製品やOA機器の普及により、数多くの電気器具等が使用されるようになりました。このため、使用する電気器具等に対しコンセントが不足し、たこ足配線になる傾向があります。



たこ足配線はやめましょう！

コンセント自体が過熱し、火災の原因となるため、コンセントの電気の許容量を超えて使用するたこ足配線は絶対にやめましょう。

5 コンセントの清掃

コンセントに差込プラグを長期間差し込んだ状態にしておくと、コンセントと差込プラグの間にほこり等が附着し、付着したほこり等に湿気が帯び、通電することにより火災になることがあります（トラッキング火災）。



トラッキング火災の様子。

差込プラグに付着したほこり等を定期的に取り除くようにしましょう。

6 危険な状態のコード

コードを痛んだ状態や束ねた状態、重い荷物が乗った状態で使用すると、断線して出火する可能性がありますので大変危険です。



傷んだコードは早めに交換し、重い物を乗せたり、束ねた状態での使用はやめましょう。

コードを束ねて使うのはやめましょう。

【電気器具等の火災を防ぐポイント】

1. 必要に応じて点検を実施する。
2. 電気器具等は、正しく使用する。
3. 使用しないときには、コンセントから抜く。
4. 危険なたこ足配線はしない。
5. 差込プラグに付着したほこり等は取り除く。
6. 傷んだコードは使用しない。



危険物施設等における事故防止について

危険物保安室

1 はじめに

近年、危険物施設数は減少しているにも関わらず、危険物施設に係る火災・流出事故件数は、依然として高い水準で推移しています。

これら危険物施設等における事故防止対策については、消防庁主催の学識経験者、関係業界団体、消防本部等で構成された「危険物等事故防止対策情報連絡会（以下「連絡会」という。）で決定した「危険物等に係る事故防止対策の推進について」に基づき、毎年度「危険物等事故防止対策実施要領」を策定し、関係機関が一体となった事故防止対策を推進しているところです。

ここでは、これらの内容を中心に、消防庁における危険物事故防止対策についてご紹介します。



令和元年度第1回危険物等事故防止対策情報連絡会

2 事故防止対策を実施するうえでの共通的な留意事項

連絡会では、平成元年から平成30年の間に危険物施設で発生した事故を人的要因、物的要因のそれぞれの観点から分析し、取りまとめており、重大事故（注）につながる要因の事故防止に重点を置いた取組みを行っていく必要があるとしています。

また、危険物等に係る重大事故の発生を防止するためには、「業種を超えた事故の情報の共有」を図るとともに、事業者が「危険物事故防止安全憲章」等の内容や東日本大震災の状況を踏まえ、自らの事態、体制等に応じた安全確保方を確立することが重要であることに鑑み、下記の事項に留意して事故防止対策を講ずる必要があるとしています。

- 保安教育の充実による人材育成・技術の伝承
- 想定される全てのリスクに対する適時・適切な取組
- 企業全体の安全確保に向けた体制作り
- 地震・津波・風水害対策の推進

（注）1つ以上の深刻度評価指標（平成28年11月2日付け消防危第203号通知）で深刻度レベル1に該当する事故

3 令和2年度の消防庁の取組み

令和2年度危険物等事故防止対策実施要領における消防庁の取組内容は次のとおりです。

○ 重大事故や典型的な事故の原因及び対策を具体的に整理し、事例集として周知啓発する。

○ 具体的な事例から得られた知見を事業所の定期点検や危険物取扱者の保安講習、立入検査等へ反映して、点検・維持管理の実効性を向上させる。

○ 危険物保安に係る人材育成の観点から、危険物取扱者の資格取得や保安講習の受講を促進する。

○ 危険物施設の風水害対策や小規模な屋外貯蔵タンクの高潮・津波対策を検討する。

○ 危険物等事故防止ブロック連絡会議[※]において、都道府県、政令市消防本部及び同会議に参加する消防本部から、事故発生状況や危険物施設の業態・態様を踏まえた事故防止に係る取組について報告してもらうこととし、良好事例等を広く情報共有する。

※ 今年度は青森県、新潟県、三重県、奈良県、徳島県、福岡県の6箇所で開催します。

○ 消防庁、厚生労働省、経済産業省が一体となり石油コンビナート等における災害防止に向けた取組を進めるため、石油コンビナート等災害防止3省連絡会議（以下「3省連絡会議」という。）による関係省庁との連携を図る。



危険物取扱者・消防設備士試験広報ポスター

4 おわりに

今後も、連絡会や3省連絡会議等を通して、一層の事故防止対策の推進に努めて参ります。本内容の詳細については、当庁のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

また、「危険物等事故防止ブロック連絡会議及び危険物事故防止講習会の開催について」（令和2年7月13日付け消防危第172号）によりお知らせしているところですが、事故防止に係る情報及び問題意識の共有のため、各消防本部におかれましては、10月から順次開催する危険物等事故防止ブロック連絡会議への積極的な参加に御配慮をお願いします。

問い合わせ先

消防庁危険物保安室 平野、秋山
TEL: 03-5253-7524



9月1日は防災の日 みんなで防災訓練へ！

防災課

わが国では、毎年のように地震や台風等の自然災害が発生し、さらに近年では局地的大雨や土砂災害、河川の氾濫等による被害も多発しています。

近年の風水害による死者の多くは、浸水想定区域など、危険な場所から避難をしなかった方に多く見られます。的確な避難行動を取るには、防災行政無線や緊急速報メール、SNSなどの多様な手段から情報を取り、危険な場所にいる場合は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など、災害から逃がれるために適した場所に、安全な経路で避難する必要があります。そのためには、事前にハザードマップの確認、防災気象情報や避難情報の種類・取得方法、避難場所や避難経路を把握しておくことが必要です。

また、昨年全国では火災が約3万7,000件発生し、1,400人以上の方が亡くなっています。被害の大きい火災のほとんどが初期消火を実施していません。消火器を使用した初期消火の成功率は7割を超え、出火時に落ち着いて行動することで大きな被害を防ぐことができます。そのため、消火器の取扱い方法や基礎知識を予め習得しておくことで被害の軽減に繋がります。

消防署では、定期的に救命講習を実施しています。我が国では、年間で約8万人、7秒に1人の方が心臓突然死で命を

失っています。心停止状態になってから除細動を開始するまでの時間が1分遅れるごとに、生存率は7～10%低下します。心停止状態になった人を救うためにはすぐに119番通報し、AEDを用いた心肺蘇生法を実施することがとても重要です。

このように災害被害や傷病程度を最小限に抑えるためには、国民一人ひとりが正しい知識を身につけ、いざというときに落ち着いて的確な対処行動をとることが重要です。災害に対する備えは、日ごろの防災意識や防災訓練の体験によって培われます。そのためにも、各地方公共団体、企業、地域コミュニティ等で行われる防災訓練に積極的に参加することが望まれます。防災訓練では、情報の収集伝達、避難・誘導、初期消火、応急救護、地震体験等、実践を踏まえた経験をすることができ、一人ひとりが災害発生時の対応策を身につけることができます。

国や地方公共団体では、毎年9月1日の「防災の日」や8月30日から9月5日までの「防災週間」、11月5日の「津波防災の日」を中心に防災訓練を行います。三つの密を避ける、マスク着用する等、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、積極的に参加し、「いざ」という時に対応できる力を身につけましょう。

防災訓練に参加して習得しよう！

<消火器の使用方法>

消火器は初期消火に有効です。
正しい使用方法を覚えましょう！



※火の根元を狙い、手前からほうきで掃くように消火薬剤を放射しましょう。

<応急救護の方法>

消防署等で行われる救命講習会では止血法などけがの処置をはじめAEDを使用した心肺蘇生法について学ぶことができます。こうした応急救護の方法について学びましょう！



<情報入手手段、避難場所及び避難経路の確認>

防災行政無線や緊急速報メールなどの多様な情報入手手段、また、災害時に避難する場所、そこまでの安全な避難経路を確認しましょう！



<地域住民等で協力して行う救出方法を学ぶ>

大規模災害時には、119番通報が殺到し、消防車や救急車がすぐに現場に向かえない場合も多々あります。地域のみんで協力し合って救出できるようにしましょう！



問合せ先

消防庁国民保護・防災部 防災課
TEL: 03-5253-7525



「第25回防災まちづくり大賞」の事例募集

地域防災室

「防災まちづくり大賞」は、地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組や、防災・減災、住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施しています。

阪神・淡路大震災を契機に平成8年度に創設され、25回目となる本年度は、令和2年10月9日（金）までの間、取組事例を募集します。

【応募団体・組織】

- 防災対策に関するハード的な取組を実施している団体・組織
- 防災対策に関するソフト的な取組を実施している団体・組織
- 防災対策に関する人材育成等の取組を実施している団体・組織
- 防災対策に関する普及啓発や情報発信等の取組を実施している団体・組織
- 地域における住宅防火対策を通じて災害や火災に強いまちづくりを推進している団体・組織

【応募方法】

上記【応募団体・組織】に該当する団体・組織から、直接、応募することができます。（なお、これとは別に、各都道府県から該当する事例を推薦していただく方法も併行して行っています。）

【応募期間】

令和2年7月10日（金）～同年10月9日（金）

【応募の詳細】

実施要綱及び募集要項は、消防庁ホームページの「防災まちづくり大賞」ページに掲載するほか、消防庁において配付します。上記「防災まちづくり大賞」ページにおいて、過去の受賞一覧や近年受賞された取組も掲載していますので、ご参照ください。

https://www.fdma.go.jp/html/life/machidukuri_taisyo/index.html

【表彰式】

令和3年3月上旬頃に東京都内で開催する予定です。また、受賞された取組は、消防庁ホームページにおいて事例集として掲載し、広く全国に紹介する予定です。



「防災まちづくり大賞」シンボルマーク



問い合わせ先

消防庁地域防災室 米山
TEL: 03-5253-7561

後援:消防庁

自分の未来、
自分でつかむ!

挑め! 資格試験

インターネット
申請OK!

バドミントン選手
桃田 賢斗

「人・街を守る」社会に必要とされる国家資格

活躍できる 職場 > 危険物取扱者

			
石油化学工業	自動車工業	塗料業	化粧品業
			
医薬品工業	食品化学工業	ガソリンスタンド	大型量販店

活躍できる 職場 > 消防設備士

		
建築業	電気工事業	消防設備業
		
給排水設備業	不動産管理業	防災コンサルタント

お問い合わせは
各道府県支部へ
東京都の場合は中央試験センターへ

(一財)消防試験研究センター
<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>



消防の動き 2020年8月3日発行第592号(毎月1回発行) 編集発行/消防庁総務課(Fire and Disaster Management Agency) 住所/〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2 電話03(5253)7521 FAX 03(5253)7531

消防庁ホームページ <https://www.fdma.go.jp>